

大船渡市総合戦略市民会議設置要綱

(設置)

第1 大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の具体的な展開において、広く市内の民間団体、事業者及び関係行政機関並びに市民等の意見、提言を反映させるため、大船渡市総合戦略市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 市民会議の所掌事項は、総合戦略の具体的な展開に関し、市長に意見、提言を述べることとする。

(組織)

第3 市民会議は、委員 25 人以内をもって組織し、委員は、市民のうちから公募により選出された者のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の民間団体及び事業者の役員等
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5 市民会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(部会)

第7 市民会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(協力の要求等)

第8 市民会議は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第9 市民会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 18 日から施行する。